

「いわきひとしお」ロゴの使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「いわきひとしお」のロゴの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴ等に関する権利)

第2条 ロゴ等に関する一切の権利は、いわき市（以下「市」という。）に属する。

(使用の申請)

第3条 営利を目的としてロゴ等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「いわきひとしお」ロゴ使用申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) ロゴ等の使用状況がわかる完成見本等
- (3) 「いわきひとしお」ロゴ使用申請に係るチェックリスト
- (4) 塩分量の算出根拠となる資料
- (5) その他市長が必要と認める書類

(使用の許諾)

第4条 市長は、前条の規定による使用の申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が本市の減塩食普及プロジェクトの知名度やブランド力の向上など、減塩を通じた市民の健康づくりの推進に貢献すると認めるときは、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができる。この場合において、市長は必要があると認めるときには、ロゴ等の使用方法その他の条件を付することができる。

2 市長は、使用許諾を行ったときは、申請者に対して「いわきひとしお」ロゴ使用許諾書（第2号様式）を交付するものとする。

3 許諾期間は、原則1年間とする。ただし、期間が満了する前日までに変更申請等の申出がない場合は、更に1年間許諾期間は更新されるものとし、その後も同様とする。

(使用の制限)

第5条 ロゴ等の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用できない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の風俗営業者が使用する場合及び商品等を販売する場合
- (6) ロゴ等の使用によって、誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
- (7) ロゴ等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合

(8) その他市長が不相当と認める場合

(使用料)

第6条 ロゴ等の使用料は、当分の間、無料とする。

(地位の承継)

第7条 ロゴ等の使用許諾を受けた者の相続人、合併により設立される法人その他の一般承継人は、当該使用許諾を受けた者が有していた使用許諾に基づく地位を承継することができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴ等の使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するデザインは、「いわきの減塩食普及プロジェクト「ひとしお」ロゴ使用マニュアル」に定められたものとする。
- (2) 定められた色及び形等を正しく使用し、デザインの改変などの応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。
- (3) ロゴ等の使用に当たり、商品等には、「いわき市」の表記を付すこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

2 ロゴ等の申請にあたり、次の要件を満たすものでなければならない

(1) メニュー提供（紙媒体・WEB等）での使用

- ・ 主菜（たんぱく質を主とするおかず）の塩分量が1.7g以下であるもの
- ・ 副菜（野菜、いも、きのこ、海藻類を主とするおかず）の塩分量が0.7g以下であるもの
- ・ 汁物の塩分量が1.0g以下であるもの
- ・ 一皿メニュー（丼もの、重もの、麺類、カレー等）の塩分量が2.0g以下であるもの

※ 上記区分に該当しない料理については、一案件ごとに、要件と照らし合わせて判断する。

(2) 中食・外食（スーパーや食堂等において販売・提供されるもの）での使用

- ・ 1食あたりの塩分量が3.0g未満であるもの
（個々の料理の塩分量はレシピの要件に準じる）
- ・ エネルギー（熱量）及び食塩相当量を表示しているもの
- ・ 調理に際し、何らかの工夫をすることで塩分量を減らしているもの

※ すべての要件を満たすこと

(3) 食品表示法に基づく「減塩」等の食塩が低減された旨の表示をする商品での使用

- ・ 当該商品に栄養成分表示がなされており、その根拠となる資料がある。
- ・ 比較対象商品とのナトリウムの低減量が120mg以上であり、かつ比較対象商品との相対差（低減割合）が25%以上である。
- ・ 比較対象商品と比べて低減された割合の記載がある。
- ・ 比較対象商品を特定するために必要な事項の記載がある。

※ 食品表示法の栄養表示基準に基づく要件を満たした上での判断となる。

※ 食品表示法に基づく判断については、管轄の保健所の判断となる。

3 ロゴ等の使用許諾を受けた者は、前項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 許諾を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 使用許諾された商品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

(許諾内容の変更等)

第9条 ロゴ等の使用許諾を受けた者が使用許諾の内容について変更をしようとするときは、あらかじめ「いわきひとしお」ロゴ使用変更申請書（第3号様式）により市長に申請し、市長の許諾を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを許諾し、「いわきひとしお」ロゴ使用変更許諾書（第4号様式）を交付するものとする。

(許諾の取消し等)

第10条 ロゴ等の使用者（使用許諾を受けた者を除く。以下この項において同じ。）が、この規程に違反したときは、市長は使用者に対して、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちに当該請求等に従わなければならない。

2 ロゴ等の使用許諾を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許諾の取消し、商品等の回収等の請求ができる。

- (1) 第4条第1項の使用許諾に付した条件に違反した場合
- (2) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (3) 第8条第2項第1号の市長の指示する条件に従わなかった場合
- (4) 申請書及び変更申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (5) その他ロゴ等の使用継続が不相当であると認められる場合

3 市長は使用許諾の取消しを行ったときは、ロゴの使用許諾を受けた者に対し、「いわきひとしお」ロゴ使用許諾取消通知書（第5号様式）を交付するものとする。

4 ロゴ等の使用許諾を受けた者は、使用許諾を取り消されたときは、使用許諾取消通知を受けた日からロゴを使用できないものとする。

5 市長は、前項の規定による使用許諾の取消しによりロゴ等の使用許諾を受けた者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

6 市長は、使用者にロゴ等の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第11条 この規程による使用許諾は、ロゴ等の使用許諾を受けた者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を使用する権利を付与し、かつ、商品、ロゴ等の使用許諾を

受けた者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第12条 市は、この規程による使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第13条 市は、ロゴ等の使用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 ロゴ等の使用許諾を受けた者は、ロゴ等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴ等の使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第14条 市長は、ロゴ等の使用許諾の状況等について、広く使用促進を図る観点から、ロゴ等の使用許諾の状況等を公開することができる。

(事務)

第15条 この規程に関する事務は、いわき市保健福祉部健康づくり推進課が行うものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、ロゴ等の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年10月5日から施行する。